事業概要
Business summary
2024

JEED
らしく、はたらく、ともに

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

JEEDのブランドメッセージ

らしく、はたらく、ともに

JEEDは令和５年２月に、自らの「果たすべき役割」や組織の「らしさ」をより多くの人々に伝えるためブランドメッセージを策定しました。

ブランドメッセージにこめられた思い

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、働くことを通じて一人ひとりが持てる力を発揮するためには、一人ひとりの『らしく』を見つけ、一人ひとりにあった『はたらく』につなげていく必要があります。

また、「らしく、はたらく」ためには、一人ひとりが、社会、組織、仲間や身近な地域からの「理解」や「支援」と『ともに』あることが大切と考えます。

一人ひとりのかけがえのない価値、まさに「らしく」を見つけ、育て、いかしていくため、私たちＪＥＥＤの相談、支援や職業訓練が必要です。
また、共生社会の実現に向けて、企業、職場や地域に働きかけて「ともに」働く環境を整えていくことは、ＪＥＥＤが行う事業主支援、関係機関支援の目指すべき共通の目標です。

私たちＪＥＥＤは、「らしく」と「ともに」を、「はたらく」という共通のゴールにつなげ、「はたらく」を通じた多様性の尊重と共生社会の実現を目指しています。

働くことを希望する全ての人々の「らしく、はたらく、ともに」の実現に貢献していく、という思いを込めました。

目次

役割の概要 …… 3～4

高年齢者雇用の支援

高年齢者雇用に関する事業主への支援 …… 5～6
高年齢者雇用に関する啓発活動の実施 …… 7

障害者の雇用支援

職業リハビリテーションサービスの推進 …… 8～10
職業リハビリテーションに関する研究・研修 …… 11～12
障害者雇用納付金制度（納付金・調整金・報奨金等・助成金） …… 13～14
障害者雇用に関する事業主への支援 …… 15
障害者雇用に関する啓発活動の実施 …… 16

職業能力開発の支援

離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施 …… 17～18
産業の基盤を支える人材の育成 …… 19～20
従業員の能力開発に関する相談や在職者の職業訓練の実施等 … 21～22
職業訓練指導員の養成・技能向上のための訓練の実施等 …… 23
求職者支援制度による職業訓練の実施に関する支援 …… 24

組織図 …… 25
沿　革 …… 25
所在地一覧 …… 26

■ 役割の概要 ■

JEEDは、ブランドメッセージ「らしく、はたらく、ともに」を通して、年齢や障害の有無に関わらず誰もが能力を発揮し、意欲を持って安心して働ける社会の実現を目指しています。

このため、高齢者、障害者、求職者、事業主など様々な利用者の方に、総合的な支援を実施します。

具体的には、以下の目標に向け業務を行っています。

JEEDは、3つの分野でSDGsを支援します!

高年齢者雇用支援業務

高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現

○７０歳までの就業機会の確保に向けた相談・援助
○高年齢者の雇用の安定のための助成金支給
○生涯現役社会の実現に向けた啓発・広報活動
○高年齢者雇用に関する好事例の収集・発信

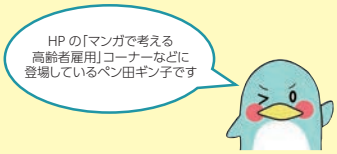

障害者雇用支援業務

障害の有無に関係なく、希望や能力、適性等に応じて活躍できる社会の実現

○障害者・事業主等の多様なニーズに対応した職業リハビリテーションサービスの提供
○地域の就労支援機関等への助言・援助
○障害者雇用納付金制度に基づく納付金の徴収及び助成金等の支給
○社会一般に対して関心と理解を深めるための啓発・広報活動

職業能力開発支援業務

仕事を通じて自らの能力を存分に発揮し、生き生きと活躍できる社会の実現

○雇用のセーフティネットとしての求職者を対象とした職業訓練
○高度なものづくりを支える人材の養成
○在職者を対象とした職業訓練や事業主への相談・援助
（リスキリング・学び直し、中小企業でのDX人材育成の推進の支援）
○職業訓練指導員の養成

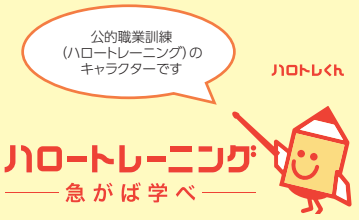

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsとは:

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。（外務省パンフより） JEEDの取組みとして、これらのゴール・ターゲットのうち、特に関係すると考えられるものを掲げています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

JEED は、若者、女性、高齢者、障害者等の働く意欲のある全ての人々がその能力を最大限発揮できるよう、全国組織として質の高い支援を展開し、こうした取組みを通じて SDGs を支援しています。

高齢者関係業務

70 歳雇用推進プランナー等による相談・援助

生涯現役社会の実現に向けたシンポジウム

障害者雇用関係業務

アビリンピック競技大会風景

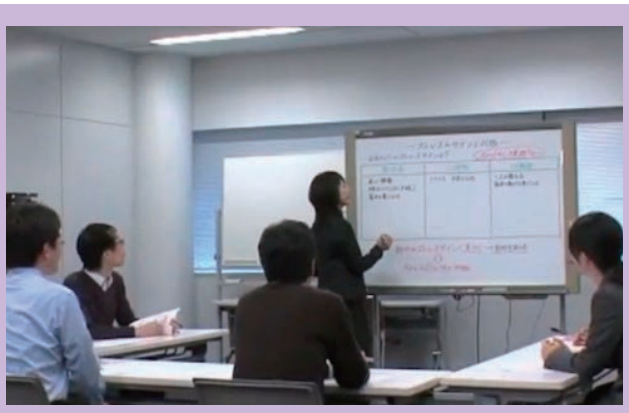

リワーク支援のイメージ

職業能力開発業務

ロボットシステムコース訓練風景

住宅配線工事に関する訓練風景

【参考：JEED のシンボルマークのご紹介】

このデザインは高年齢者及び障害者並びに求職者その他の労働者とその雇用を支援する機構や社会の姿をあらわしています。

正式名称：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
英文名称：Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
略　　称：ＪＥＥＤ（ジード）
当機構 HP：https://www.jeed.go.jp/

■ 高年齢者雇用に関する事業主への支援 ■

「生涯現役社会の実現」を目指して、「年齢にかかわりなく働ける企業」に向けた高年齢者の雇用の安定に資する措置や高年齢者の雇用管理の改善、多様な就業機会の確保等に取り組む事業主に対して、高年齢者雇用安定法に基づき、①助成金の支給、②高年齢者の雇用に関する技術的事項について相談その他の支援、実践的手法の開発等の調査研究を行っています。

1 高年齢者の雇用の安定のための助成金の支給

65歳超雇用推進助成金

この助成金は、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため事業主に対して助成するものであり、次の３コースで構成されています。

●65歳超継続雇用促進コース
●高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
●高年齢者無期雇用転換コース

65歳超雇用推進助成金
制度の詳細はこちら ➡

(https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html)

◀ 65 歳超雇用推進助成金制度のご案内（令和５年度版）

▲ 65 歳超雇用推進助成金制度説明動画（令和５年度版）

助成金の相談や申請等の受付は、各都道府県支部高齢・障害者業務課（東京・大阪支部では高齢・障害者窓口サービス課）で行っています。(所在地等は当機構ホームページ(https://www.jeed.go.jp/location/index.html)をご覧ください。)

2 70歳までの就業機会の確保に向けた高齢者の雇用に関する相談・援助

高年齢者雇用安定法が2021年4月に改正され、70歳までの就業機会の確保のための高年齢者就業確保措置が努力義務化されたことに伴い、これまで以上に、定年の引上げや継続雇用延長等の条件整備に取り組むことが求められます。

当機構では、社会保険労務士、中小企業診断士、経営労務コンサルタント等、専門的・実務的能力を有する人材を70歳雇用推進プランナー※及び高年齢者雇用アドバイザーとして委嘱し、70歳までの就業機会確保に向けた、企業に対する定年引上げ・継続雇用延長等に係る具体的な制度改善に係る提案型の相談・援助を行います。

また、企業の要望に合わせて、職場管理者に対する研修や中高年従業員に対するモチベーションアップのための研修を行います。

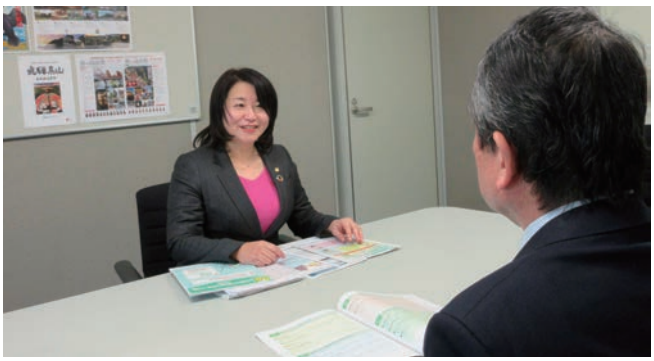

▲ 70 歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・助言

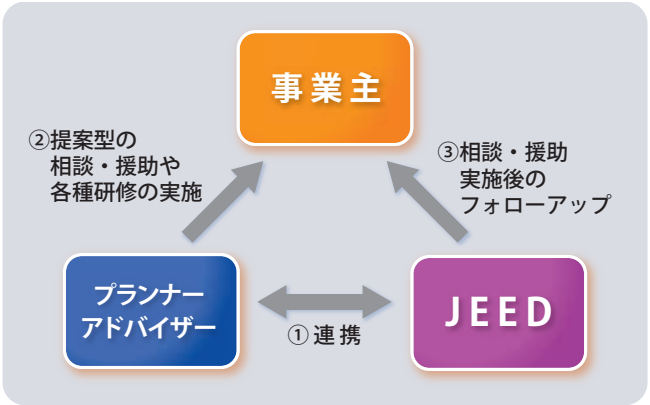

▲ 70 歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーによる相談・援助の流れ
※2023年4月より「65歳超雇用推進プランナー」から名称変更しました。

3 実践的手法の開発

我が国においては少子高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、高齢者が社会の支え手として活躍していくことが不可欠となっています。

こうした中、「生涯現役社会の実現」を目指して、70歳までの就業機会を確保するために、企業における高齢者を戦力化していくための課題やニーズを十分に把握し、その解決や改善のためのポイントの明確化を行うとともに、高齢者の職域拡大や賃金・人事処遇・研修プログラム等に係る実践的手法の開発を行っています。

開発した実践的手法は、報告書としてまとめるほか、その概要を企業に高齢者雇用に関する取組の参考として現場で活用していただくための成果物としてホームページ等を通じて提供しています。また、70歳雇用推進プランナー及び高年齢者雇用アドバイザーが、企業への相談・援助活動を行う際の説明ツールとして、さらには自らの知識、相談・援助スキルの向上のための教材としても活用しています。

なお、この成果物は、テレビ・新聞・雑誌等のニュースや解説記事などにおいて活用されることもあります。

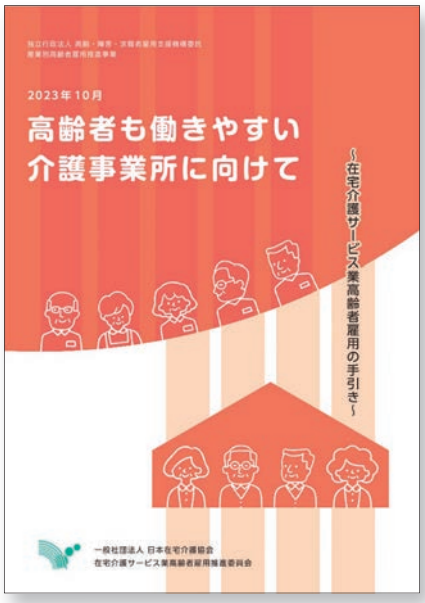

▲ 産業別高齢者雇用推進ガイドライン

▲ 高齢社員戦力化のためのヒント集

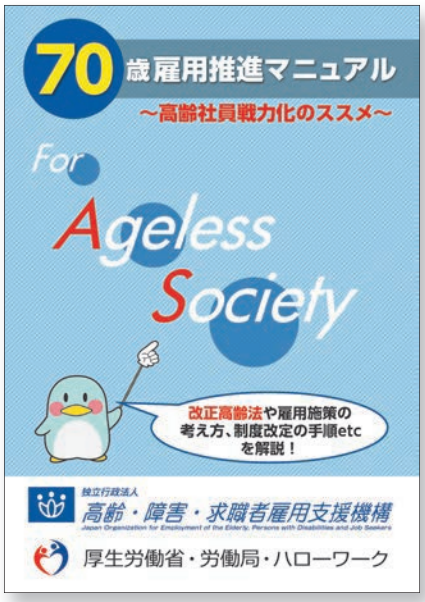

▲ 70歳雇用推進マニュアル

▲ 70歳雇用推進事例集

■ 高年齢者雇用に関する啓発活動の実施 ■

1 「生涯現役社会の実現」に向けた啓発活動の実施

当機構では「年齢にかかわりなく働ける企業」の普及及び促進を図り、70歳までの就業機会の確保に向けた継続雇用延長や定年引上げ等の制度改善提案を進めていくために、先進事例の収集、情報提供等を行っています。

まず、企業における高年齢者の雇用のための職場改善事例等を募集し、コンテストを実施しています。コンテストにおける好事例は毎年10月の高年齢者就業支援月間に開催する「高年齢者活躍企業フォーラム」において、表彰するとともに、その取組事例の発表等を行っています。

また、企業の創意工夫等の改善事例の発表及び意見交換等を行う地域ワークショップや、「職場コミュニケーション」「キャリア・リスキリング」等をテーマとして実施するシンポジウム等を通じて「生涯現役社会の実現」に向けた理解の促進に取り組んでいます。

さらに、70歳までの就業機会の確保に向けた定年引上げ等を実施した企業事例の充実に取り組んでおり、高年齢者雇用に関する企業の具体的な対応事例や高齢化対策等を高年齢者活躍企業事例サイトや成果物等により広く国民及び企業に周知を図り、「生涯現役社会の実現」に向けた国民的な気運の醸成に努めています。

▲ 高年齢者活躍企業フォーラム（コンテスト表彰式）

▲ 高齢者雇用啓発誌「エルダー」

▲ 高年齢者活躍企業事例サイト
（URL：https://www.elder.jeed.go.jp）

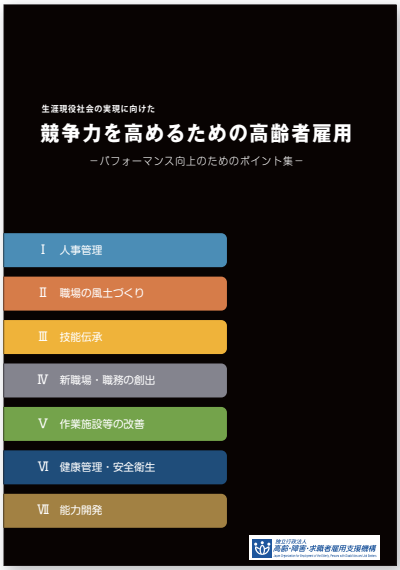

▲企業の自主的取組を支援するツール

■ 職業リハビリテーションサービスの推進 ■

障害者の就職の促進と職場定着を図るため、地域障害者職業センター及び広域障害者職業センター／障害者職業能力開発校では、障害者・事業主等の多様なニーズに対応した職業リハビリテーションサービスを提供しています。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、「職業リハビリテーション」とは、「障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。」（第２条第７号）と定義されています。

地域障害者職業センター（47都道府県）

障害者職業カウンセラーが配置され、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、病院、特別支援学校等の関係機関との密接な連携の下、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、地域に密着した職業リハビリテーションサービスを提供しています。

1 障害者に対するサービス

職業評価・職業指導

就職の希望等を把握した上で職業能力等を評価するとともに、必要な相談・指導を行い、これらを基に、個々の状況に応じて就職及び職場適応に必要な支援内容・方法等を記載した「職業リハビリテーション計画」を策定します。

職業準備支援

就職又は職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図るための支援、職業に関する知識の習得のための支援、社会生活技能等の向上を図るための支援を行います。

一人ひとりの障害状況や職業的課題に応じ、個別カリキュラムを設定し、オーダーメイドの支援を行います。支援終了後は、ハローワークによる職業紹介、ジョブコーチによる支援等につなげていきます。

【職業的課題と支援内容の例】
- 仕事の選び方について考えたい
  ⇒模擬的就労場面を通した作業の体験
- 職場での人間関係が不安
  ⇒対人スキル向上のための講座の受講
- 職場でストレスを溜めやすい⇒ストレス対処講座の受講
- 就職活動の方法を学びたい　⇒履歴書の作成、面接練習

その他

障害者雇用率制度等の雇用対策の対象となる知的障害者に該当するかどうか、またその障害程度が重度であるかどうかに関する判定業務を行っています。

2 事業主に対するサービス

障害者の新規雇い入れ、在職者の職場適応やキャリアアップ、休職者の職場復帰等、障害者雇用に係る様々な支援を実施しています。また、障害者雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析した上で、必要に応じ「事業主支援計画」を作成して、専門的な支援を体系的に行います。

具体的には、事業主が企画する社員研修の実施にあたっての助言や講師協力、職務創出に関する助言等を行います。また、グループワーク等を通じて雇用管理上の課題解決の糸口を掴んでいただく「事業主支援ワークショップ」を開催します。

▲ 事業主支援ワークショップ

3 障害者及び事業主に対するサービス

ジョブコーチによる支援

精神障害者、発達障害者等が円滑に職場に適応することができるよう、ジョブコーチが事業所を訪問し、障害者及び事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。

▲ 支援場面

精神障害者総合雇用支援

精神障害者及び事業主を対象に、精神障害者の新規雇い入れ、職場復帰、雇用継続のための様々なニーズに対して、主治医との連携の下で、専門的・総合的な支援を行います。

❶職場復帰支援

休職中の精神障害者が円滑に職場復帰を進めていくための支援を行います。

・職場復帰のコーディネート

まず、精神障害者・事業主・主治医との相談等を通じて、職場復帰に向けた活動の進め方や目標について、3者の合意形成を図ります。

・リワーク支援

「リワーク支援計画」に基づき、精神障害者に対して、センター内での作業や講習を通じて、生活リズムの立て直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援を行います。事業主に対しては、職場の受入体制の整備（復職計画の策定、上司、同僚等のサポート体制構築等）についての支援を行い、職場復帰につなげていきます。

▲ ストレス対処講習場面

❷雇用促進支援及び雇用継続支援

精神障害者が就職や職場適応を円滑に進めることができるように、個々人の状況に応じて策定する「職業リハビリテーション計画」に基づき、精神障害者に対して、職業準備支援、職場適応指導等を行います。事業主に対しては、精神障害者の雇い入れや雇用継続を円滑に進めることができるように、採用計画等を含む雇用管理に関する助言・援助を行います。また、必要に応じて、障害者の職場定着をサポートするため、ジョブコーチによる支援を行います。

4 地域の関係機関に対するサービス

職業リハビリテーションに関する助言・援助等

各地域における職業リハビリテーションサービスの中核機関として、ハローワーク、就労支援機関等との密接な連携の下で業務を行っています。

障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所等の関係機関に対しては、支援計画の策定や支援の実施方法、他機関との連携方法等の職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助を行っています。

また、就労移行支援事業所をはじめとした福祉機関、医療等の関係機関の就業支援の担当者を対象に「就業支援基礎研修」及び「就業支援実践研修（全国14エリアで開催）」を実施し、効果的な職業リハビリテーションを実施するために必要な基本的知識・技術、実践力等の習得を進めています。

これらの取組を通じて障害者の就業支援に関する共通認識の形成を図ることにより、地域の就労支援ネットワークの整備に努めています。

ジョブコーチ養成研修

職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修（12ページ参照）のうち、事業所での実習等を中心とした実技研修を実施しています。

また、ジョブコーチ養成研修及び同支援スキル向上研修の修了者を対象とした、職場適応援助に係る実践ノウハウの習得のためのサポート研修を実施しています。

広域障害者職業センター／障害者職業能力開発校

障害者職業カウンセラー、職業訓練指導員（テクノインストラクター）を配置して、医療リハビリテーションとの連携を図りながら、職業評価、職業指導、職業訓練（ハロートレーニング）等の職業リハビリテーションサービスを提供しています。

国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターでは、全国の広範な地域から、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者（特別支援障害者）を積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施しています。

また、その成果をもとに、障害者職業訓練推進交流プラザ等を通じて、特別支援障害者に対する職業訓練の内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等へ普及するとともに、特別支援障害者等向け訓練コースの設置・運営の支援に取り組むことにより、障害者職業訓練全般の水準向上を図っています。

国立職業リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）

▲ アクセス機器操作（OA システム科）

中央広域障害者職業センターと中央障害者職業能力開発校から構成され、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターと密接な連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導、職業訓練等を一貫した体系の中で実施しています。

〔訓練科〕

機械製図科　電子機器科　テクニカルオペレーション科　建築設計科　OAシステム科　DTP・Web技術科　経理事務科　OA事務科　オフィスワーク科　物流・資材管理科　アシスタントワーク科※1

※1　事務、販売、物流、飲食、清掃等のサービス業務における補助作業の遂行に求められる技能及び知識の習得を目指す科です（訓練コース：オフィスアシスタント、販売・物流ワーク、サービスワーク）。

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター（岡山県加賀郡吉備中央町）

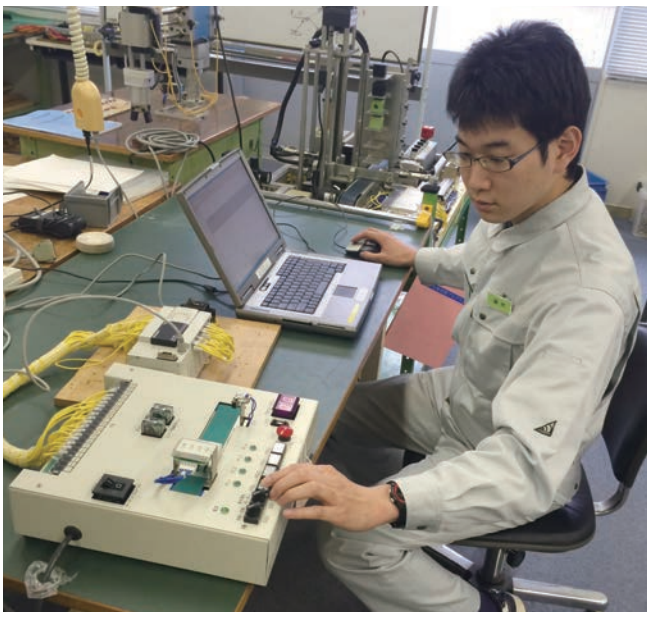

▲ シーケンス制御（電子機器科）

吉備高原広域障害者職業センターと吉備高原障害者職業能力開発校から構成され、同一敷地内に設置されている独立行政法人労働者健康安全機構所管の吉備高原医療リハビリテーションセンターと密接な連携を図りながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導、職業訓練等を一貫した体系の中で実施しています。

〔訓練科〕

機械製図科　電子機器科　システム設計科　経理事務科　OA 事務科　職域開発科※2　職業実務科※3

※2　高次脳機能障害、発達障害、精神障害のある方を対象とした科です（訓練コース：オフィスワーク、物流・組立ワーク、サービスワーク）。

※3　知的障害のある方を対象とした科です（訓練コース：事務・販売・物流ワーク、厨房・生活支援サービスワーク）。

■ 職業リハビリテーションに関する研究・研修 ■

障害者職業総合センターでは、職業リハビリテーションサービスの基盤整備と質的向上を図るため、職業リハビリテーションサービスに関する調査･研究、技法の開発及び専門職員の養成･研修を行っています。

1 職業リハビリテーションに関する調査・研究

ニーズを踏まえた研究の展開

障害者の職業リハビリテーションに関する施策の充実や、地域障害者職業センターをはじめ障害者就業・生活支援センター、病院、特別支援学校等での就業支援技術の向上のため、障害者を取り巻く状況や障害者施策の動向等を踏まえて、次の4点に重点を置いた調査・研究を行っています。

❶発達障害、精神障害、高次脳機能障害及び難病者等の職業リハビリテーションに関する先駆的な研究

●「職場復帰支援におけるキャリア再形成に関する調査研究」、「『実行機能』の視点を用いた効果的なアセスメント及び支援に関する調査研究」

❷職業リハビリテーション業務を行う地域障害者職業センター等の現場の課題解決に資するための研究

●「就労支援実務者の専門性と支援力に資する知識・スキル等に関する研究」、「職場における情報共有の課題に関する研究―テレワークの普及等の職場環境の変化を踏まえて―」

❸地域の就労支援機関向けの有効な支援ツール等の開発のための研究

●「『ワークサンプル幕張版（MWS）』新規３課題による効果的なアセスメント及び補完方法の獲得に関する調査研究」

❹国の政策立案に資する研究

●「中高年齢障害者の雇用継続支援及びキャリア形成支援に関する研究」、「精神障害者の等級・疾患と就業状況との関連に関する調査研究」

研究成果の普及・活用

研究の成果は、調査研究報告書、資料シリーズ、マニュアルとしてとりまとめ、関係施設、行政機関、事業主・事業主団体等に広く配付しています。

また、開発したツールは、就労支援機関等に提供して、就業支援の現場で活用していただいています。

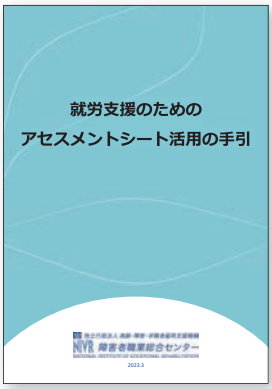

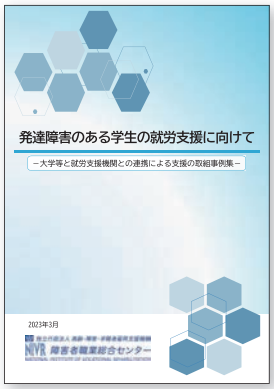

▲ マニュアル等

報告書等の詳細はこちら ➡
（https://www.nivr.jeed.go.jp/research/index.html#report）

職業リハビリテーション研究・実践発表会

職業リハビリテーションに関する調査研究や実践の成果を広く周知するとともに、参加者の間で意見交換、経験交流等を行う目的で毎年開催しています。

▲ 第 31 回職業リハビリテーション研究・実践発表会（口頭発表の様子）

第31回職業リハビリテーション研究・実践発表会の詳細はこちら ➡
（https://www.nivr.jeed.go.jp/vr/31kaisai.html）

2 効果的な職業リハビリテーション技法の開発及び普及

発達障害者や精神障害者等これまでの支援技法では効果の現れにくい障害者に対する先駆的な職業リハビリテーション技法等の開発・改良を行っています。

これらの方々に対する実際の支援を通じて開発した効果的な支援技法は、「実践報告書」、「支援マニュアル」等にとりまとめて、地域障害者職業センターをはじめ就労支援機関等に提供するとともに、支援技法普及講習を実施しています。

▲ 実践報告書

▲ 支援マニュアル

3 職業リハビリテーションに関する専門職員の養成・研修

障害者職業カウンセラー等研修

地域障害者職業センターや広域障害者職業センター等に配置している障害者職業カウンセラーや職業訓練指導員に対して、職業リハビリテーションの専門職としての知識、技術を付与する研修を、職位や経験年数に応じて体系的に実施し、資質の向上を図っています。

医療・福祉等の分野における職業リハビリテーション人材の育成

障害者就業・生活支援センター、その他医療、福祉、教育等の関係機関における障害者の就業支援の担当者を対象に、職業リハビリテーションに関する知識や就業支援に必要な技術の習得、資質の向上を図るため、次の研修を実施しています。

❶職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修

地域障害者職業センターに配置するジョブコーチや、福祉施設等に所属する訪問型ジョブコーチ、企業に所属する企業在籍型ジョブコーチを養成する研修です。

この研修は、障害者職業総合センター及び大阪障害者職業センターで実施する集合研修と地域障害者職業センターで実施する実技研修を組み合わせることにより、ジョブコーチとなるために必要な専門的知識や支援技術の習得を図っています。

❷ジョブコーチ支援スキル向上研修

一定の実務経験を有するジョブコーチを対象とした、雇用管理やアセスメントなど障害者や事業主への支援スキル向上のための研修です。

❸ジョブコーチ養成研修及び同支援スキル向上研修修了者サポート研修

ジョブコーチ養成研修及び同支援スキル向上研修の修了者を対象とした、職場適応援助に係る実践ノウハウの習得のための研修です（各地域障害者職業センターで開催）。

❹障害者就業・生活支援センター就業支援担当者を対象とした研修

障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者を対象とした、業務遂行上必要な知識や支援技術の習得のための研修や、支援スキル向上のための研修のほか、主任就業支援担当者を対象とした、センターの業務運営や職員のスーパーバイズのノウハウなどの習得のための研修を実施しています。

❺就業支援スキル向上研修

労働、医療、福祉、教育等の関係機関において、3年以上の実務経験を有する就業支援担当者を対象に、障害者職業総合センターにおける研究および技法開発の成果を踏まえた、障害別（精神障害・発達障害・高次脳機能障害）の就業支援技術のさらなる向上のための研修です。

▲専門職員の研修の様子

▲ 演習の様子

■ 障害者雇用納付金制度（納付金、調整金、報奨金等、助成金）■

障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者。以下同じ。）を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別な雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とでは経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるという社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

1 障害者雇用納付金の申告・納付

常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主は障害者雇用納付金の申告が必要です。

上記事業主のうち法定雇用率（2.3%※）未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人月額50,000円の「障害者雇用納付金」の納付が必要です。

（※　令和６年４月１日以降の雇用期間については2.5%となります。）

2 障害者雇用調整金の支給

常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主で法定雇用率（2.3%※1）を超えて障害者を雇用している場合は、法定雇用率を超えて雇用している障害者数に応じて1人月額29,000円（※2）の「障害者雇用調整金」を事業主の申請に基づき支給します。

（※１　令和６年４月１日以降の雇用期間については2.5%となります。）
（※２　令和６年４月１日以降の雇用期間については、支給対象人数が年120人を超える場合には、当該超過人数分への支給額が１人月額23,000円となります。）

3 報奨金の支給

常時雇用している労働者の数が100人以下の事業主で各月の常時雇用している障害者の数の年度間合計数が一定数（各月の常時雇用している労働者の数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数）を超えて雇用している場合は、その一定数を超えて雇用している障害者数に応じて1人月額21,000（※）の「報奨金」を事業主の申請に基づき支給します。

（※　令和６年４月１日以降の雇用期間については、支給対象人数が年 420 人を超える場合には、当該超過人数分への支給額が１人月額 16,000 円となります。）

4 在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金の支給

在宅就業障害者に仕事を発注し、支払った業務の対価に応じた額を、常時雇用している労働者の数が100人を超える事業主に対しては「在宅就業障害者特例調整金」として、報奨金の支給要件を満たした事業主に対しては「在宅就業障害者特例報奨金」として、事業主の申請に基づき支給します。

5 特例給付金の支給

特に短い時間であれば働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、「特例給付金」を事業主の申請に基づき支給します。（※）

（※　令和６年４月１日以降の雇用期間については、特例給付金は廃止となります。なお、令和６年３月31日までに雇入れられた週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者については、１年間の経過措置があります。）

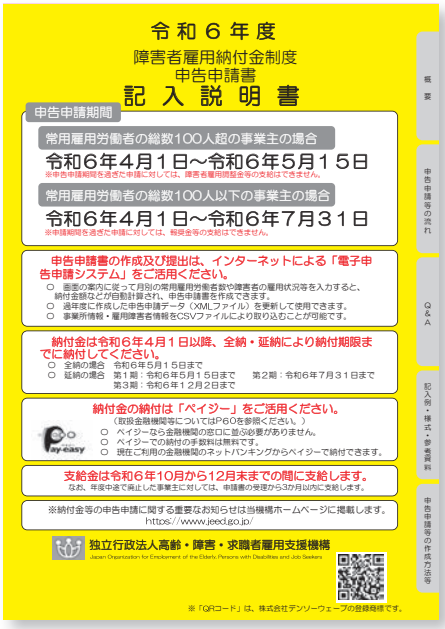
令和６年度
障害者雇用納付金制度
申告申請書
記入説明書
申告申請期間
常用雇用労働者の総数100人超の事業主の場合
令和6年4月1日～令和6年5月15日
※申告申請期間を過ぎた申請に対しては、障害者雇用調整金等の支給はできません。
常用雇用労働者の総数100人以下の事業主の場合
令和6年4月1日～令和6年7月31日
※申請期間を過ぎた申請に対しては、報奨金等の支給はできません。
申告申請書の作成及び提出は、インターネットによる「電子申告申請システム」をご活用ください。
○ 画面の案内に従って月別の常用雇用労働者数や障害者の雇用状況等を入力すると、納付金額などが自動計算され、申告申請書を作成できます。
○ 過年度に作成した申告申請データ（XMLファイル）を更新して使用できます。
○ 事業所情報・雇用障害者情報をCSVファイルにより取り込むことが可能です。
納付金は令和6年4月1日以降、全納・延納により納付期限までに納付してください。
○ 全納の場合　令和6年5月15日まで
○ 延納の場合　第1期：令和6年5月15日まで　第2期：令和6年7月31日まで
第3期：令和6年12月2日まで
納付金の納付は「ペイジー」をご活用ください。
（取扱金融機関等についてはP60を参照ください。）
○ ペイジーは5金融機関の窓口に並ぶ必要がありません。
○ ペイジーでの納付の手数料は無料です。
○ 現在ご利用の金融機関のネットバンキングからペイジーで納付できます。
支給金は令和6年10月から12月末までの間に支給します。
なお、年度中途で廃止した事業主に対しては、申請書の受理から30月以内に支給します。
※納付金等の申告申請に関する重要なお知らせは当機構ホームページに掲載します。
https://www.jeed.go.jp/
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
※「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
概要
申告申請等の流れ
Q&A
記入例・様式・参考資料
申告申請等の作成方法等

▲令和６年度 障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書

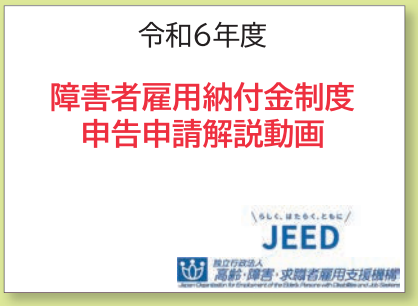

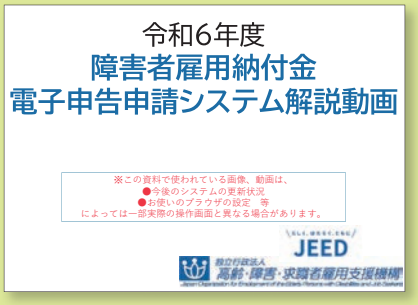

▲ 納付金制度に係る解説動画
（上：制度編、下：電子申告申請システム編）

障害者雇用納付金制度の詳細については、記入説明書及び解説動画をご覧ください。 ➡
（https://www.jeed.go.jp/disability/levy_grant_system_about_procedure.html）

納付金等の申告申請書の作成・提出は、電子申告申請システムをご活用ください。
https://www.nofu.jeed.go.jp/Nofu_Densi/

6 助成金

障害者を新たに雇い入れたり、障害者の雇用を継続するために、施設や設備の整備をしたり、雇用管理を図るために特別な措置を実施する場合に、その費用の一部を助成しています。

- **障害者作業施設設置等助成金**
- **障害者福祉施設設置等助成金**
- **障害者介助等助成金**
- **職場適応援助者助成金**
- **重度障害者等通勤対策助成金**
- **重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金**
- **障害者能力開発助成金**
- **障害者雇用相談援助助成金**

障害者雇用の助成金制度の詳細はこちら （YouTube） ➡
（https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html）

▲ 障害者雇用納付金関係助成金に関する説明動画

障害者雇用納付金関係助成金制度の詳細については、各種助成金ごあんないおよび説明動画をご覧ください。 ➡

（https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/news/setsumeidouga_of_01.html）

事業主調査

納付金制度の適正な運営を図るため、障害者雇用納付金の申告対象事業主及び障害者雇用調整金・助成金等の支給対象事業主に対する調査を行っています。

障害者雇用調整金、報奨金及び助成金等の申請や障害者雇用納付金の申告の受付は、各都道府県支部高齢・障害者業務課（東京・大阪支部では高齢・障害者窓口サービス課）で行っています。
（所在地等は26ページをご覧ください。）

■ 障害者雇用に関する事業主への支援 ■

1 障害者職業生活相談員資格認定講習の実施

障害者を5人以上雇用する事業所については、障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員を選任することが義務づけられており、その資格認定講習を実施しています。

▲ ノイズキャンセリングヘッドホン（主に発達障害者用）

▲ 拡大読書器（視覚障害者用）

2 事業主に対する相談・援助等

❶地域障害者職業センターにおける相談・援助

地域障害者職業センターでは、障害者を雇用しようとする事業主や既に雇用している事業主からの雇用管理面の相談に対し、必要に応じて個々の事業主の障害者雇用に関するニーズや雇用管理上の課題を分析した「事業主支援計画」を策定して、体系的な支援を行っています。
(8ページ参照)

❷障害者雇用支援人材ネットワーク事業

中央障害者雇用情報センター（東京都墨田区）では、事業所の規模や業種の特性に応じた雇用管理に関する相談・援助を行っています。

また、障害者の雇用管理に関する支援を必要とする事業所に、さまざまな分野の専門家である「障害者雇用管理サポーター」の紹介・派遣を行っています。

「中央障害者雇用情報センター」
TEL：03-5638-2792
e-mail : syougai-soudan@jeed.go.jp

障害者雇用管理サポーターの情報をホームページで紹介しています。
「障害者雇用支援人材ネットワークシステム」
https://shienjinzai.jeed.go.jp/

❸就労支援機器等普及啓発事業

障害者を雇用する事業主等を対象として、就労支援機器を一定期間無料で貸出しています。また、貸出しに当たっては、職場環境や障害特性等に応じて適切な機器が選定できるよう相談を行っています。

貸出しのご相談は、中央障害者雇用情報センターで行っています。
「就労支援機器のページ」
https://www.kiki.jeed.go.jp/

3 事業主に対する情報提供

❶マニュアル等の提供

障害者の雇用管理ノウハウをまとめたマニュアルの提供、職場改善好事例の紹介、動画（ＤＶＤ）の貸出しを行っています。また、マニュアル等の内容はホームページで紹介しています。
「各種資料（ハンドブック・マニュアル等）」
https://www.jeed.go.jp/disability/data/handbook/index.html

▲ 中小企業における障害者の職場定着推進のための職場改善ケースブック

▲ はじめての障害者雇用 ～事業主のためのＱ＆Ａ～

❷障害者雇用事例の提供

障害者雇用について創意工夫等を行い積極的に取り組んでいる事業所の事例（モデル事例）や、合理的配慮の提供に関する事例をホームページで紹介しています。
「障害者雇用事例リファレンスサービス」
https://www.ref.jeed.go.jp/

❸在宅雇用・就業の情報提供

重度障害者の在宅就業の普及を図るため、在宅勤務の事例や在宅就業を支援する団体等をホームページで紹介しています。
「チャレンジホームオフィス（障害者の在宅就業支援ホームページ）」
https://www.challenge.jeed.go.jp/

■ 障害者雇用に関する啓発活動の実施 ■

1 障害者の技能競技大会の開催

全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）

障害のある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として、1972年（昭和47年）から障害のある方々の技能競技大会を毎年秋に開催しています。

◀ 電子機器組立種目の競技風景（第４３回愛知大会）

アビリンピックマスコットキャラクター　アビリス▶

全国アビリンピック詳しくはこちら▶

また、全国アビリンピックの一環として、障害者の雇用について企業や社会の理解を深め、具体的な取組を促進するための障害者雇用に関わる展示、実演、体験コーナーなどの総合的なイベントを「障害者ワークフェア」として開催し、障害者の雇用促進等に関する情報発信を行っています。

◀ 障害者ワークフェア（第 43 回愛知大会）

地方アビリンピック

毎年度各都道府県でも技能競技大会を開催しており、各都道府県における障害者雇用の促進を図るとともに、優秀な成績を収めた方が全国アビリンピックに出場しています。

2 国際アビリンピックへの選手派遣

国際アビリンピックは、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を記念して東京で第1回大会が開催された日本を発祥とする国際大会です。全国アビリンピックで優秀な成績を収めた選手から選手団を編成して派遣しています。おおむね4年ごとに第10回まで開催されており、次回の第11回大会は2027年5月にフィンランドのヘルシンキで開催されます。

▲ 第 10 回国際アビリンピック記録映像／チームジャパンの挑戦

▲ 記録映像の動画はこちら（Youtube にて公開中）

3 障害者雇用優良事業所等表彰の実施、絵画・写真コンテスト＆入賞作品展示会の開催

▲ 令和５年度障害者雇用優良事業所等表彰式

障害者雇用への理解と関心を深めるため、毎年９月を障害者雇用支援月間として、障害者の雇用に積極的な優良事業所等を表彰しています。また、障害のある方が描いた絵画やその働いている姿を撮影した写真を募集する「障害者雇用支援月間における絵画・写真コンテスト」を実施し、優秀作品をもとに月間ポスターを作成するとともに、入賞作品展示会を全国5か所で開催しています。

さらに、身近な障害者雇用問題を取り上げた事業主向け啓発誌「働く広場」を毎月発行しています。

▲ 障害者雇用啓発誌「働く広場」

▲ 障害者雇用支援月間ポスター

■ 離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施 ■

ものづくり分野未経験の方でも基礎から段階的に安心して学べます。

職業能力開発促進センター・訓練センター（ポリテクセンター）

ものづくり分野への早期再就職に向けて、実習を中心にして柔軟にカリキュラムを組み合わせることができるため、地域の人材ニーズに応じた職業能力を標準６か月で効果効率的に習得できます。

※ポリテクセンター大阪港では実施していません。

1 主な訓練コース

機械分野

●テクニカルオペレーション科

機械や生産設備等の製造における図面作成や工作機械による加工の技能者として就職を目指します。

就職先の主な仕事　CADによる製図、機械加工

●金属加工科

金属を曲げたり溶接を行う金属加工の技能者として就職を目指します。

就職先の主な仕事　機械板金、溶接

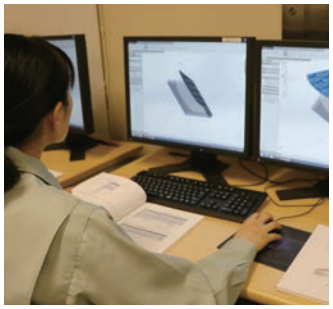

▲ CAD 実習（テクニカルオペレーション科）

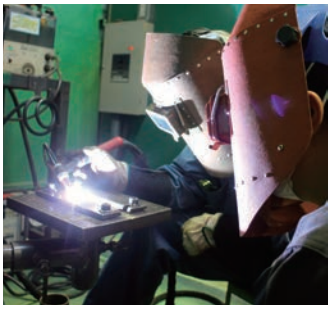

▲ 溶接実習（金属加工科）

電気・電子分野

●電気設備技術科

建物等の電気設備の施工や保全の技能者として就職を目指します。

就職先の主な仕事　電気設備工事、制御盤製作

●スマート生産サポート科

工場におけるＩＣＴ技術を活用した生産支援システムの開発や保全の技能者として就職を目指します。

就職先の主な仕事　生産支援システム開発・保全、生産設備のネットワーク保守・管理

▲ 電気設備工事・竣工検査（電気設備技術科）

▲ 生産支援システム開発実習（スマート生産サポート科）

建築分野

●ビル管理技術科

ビル及びマンション等の電気設備、空調設備、消防設備及び給排水設備の保守管理の技能者として就職を目指します。

就職先の主な仕事　ビル設備管理、建築設備点検・整備

●住宅リフォーム技術科

木造住宅における施工管理や図面作成等の技能者として就職を目指します。

就職先の主な仕事　内装施工、建築施工管理、リフォームアドバイザー

▲ 屋内消火栓設備総合点検実習（ビル管理技術科）

▲ 内装施工・改修実習（住宅リフォーム技術科）

2 企業実習付きコース（日本版デュアルシステム）

ポリテクセンターでの実習や座学の訓練と企業での職場実習とを組み合わせた職業訓練を通じて、生産現場の技能・技術等を身に付けた人材を育成するシステムです。

施設内訓練と企業実習を組み合わせた訓練

実習＋座学 ＋ 企業実習

●ポリテクセンター　●訓練受け入れに賛同した企業

3 導入訓練（橋渡し訓練）

コミュニケーション能力やビジネスマナーなどの習得を通して、キャリアビジョンや訓練志望動機を再確認し、標準6か月の職業訓練へ導くための、概ね1か月程度の訓練です。

標準6か月の職業訓練へ導く訓練

導入訓練（橋渡し訓練） → 受講後 → 職業訓練（標準6か月）

主な特徴

未経験でも基礎から学べる

ものづくり現場で最低限必要とされる技能・技術、知識について、職業訓練指導員（テクノインストラクター）が基礎から段階的に丁寧に指導するので、安心して受講できます。

ものづくり分野の未経験者向けに設定されたカリキュラムです。

受講料が無料

職業訓練の受講料は無料です。ただし、テキスト代等は自己負担となります。

雇用保険を受給できる方は、ハローワークから各種手当の支給を受けながら訓練を受講することができます。雇用保険を受給できない方も職業訓練受講給付金の対象となる場合があります。

高い就職率

訓練受講者に対し、就職相談、面接指導、企業説明会、求人情報を提供するほか、職業訓練指導員による積極的な企業訪問や面接への同行など、再就職に向けて入所時から修了後まで一貫した就職支援を行っています。

また、企業に対して訓練受講者の求職情報を提供することで、企業から訓練受講者を指名した求人を受け付けています。

▲ 就職相談

子育て、介護等を行いながら働くことを希望する方に向けた支援

子育て中の方が子供を保育所に預けて職業訓練を受講できるよう、訓練受講中の託児サービスの提供を行っています。

また、一部地域では、子育てや介護等を行いながら仕事への復帰を目指す方が受講しやすい短時間（１日４時間、４か月）の職業訓練コースも実施しています。

▲ 託児サービス利用

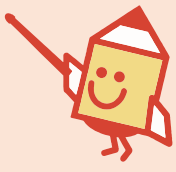

■ 産業の基盤を支える人材の育成 ■

我が国の産業の基盤となる「高度なものづくりを支える人材」を育成しています。

職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

産業の基盤となる高度なものづくりを支える人材を育成するため、技術革新の進展や、産業構造の変化に応じた理論と技能・技術を有機的に結び付けた実学融合の教育訓練システムにより、ものづくりの基本を習得し、最新の技能・技術に対応できる高度実践技能者を育成しています。

1 教育訓練システム

●専門課程（２年制）

高校卒業者等の方々を対象に、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者（テクニシャン・エンジニア）を育成しています。

○主な設置訓練科

生産技術科・電気エネルギー制御科・電子情報技術科・住居環境科・建築科・港湾流通科

●応用課程（２年制）

専門課程修了者等の方々を対象に、産業界や地域ニーズに応じて、新製品の開発、生産工程の構築等に対応できる将来の生産技術・生産管理部門のリーダーを育成しています。

○主な設置訓練科

生産機械システム技術科・生産電気システム技術科・生産電子情報システム技術科・建築施工システム技術科

●日本版デュアルシステム（２年制）

高校卒業者、フリーター、再就職を目指す方々を対象に、専門課程と同等の教育訓練と企業実習とを行い、正社員就職を目指します。

●ものづくり現場に密着した訓練環境を整備

- 少人数制による教育訓練
- 充実した実験・実習設備
- 企業の生産現場におけるインターンシップ

●高い就職率

地域産業界との連携に重点を置き、人材ニーズに対応した教育訓練と学生に対するきめ細かな就職指導を実施することにより、毎年ほぼ100%の就職実績となっています。

2 共同・受託研究

地域の中小企業等が抱える技術力強化等の課題解決のため、共同研究や受託研究を行い、省力化や機能性向上等に関する技術的支援を通じて地域社会に貢献するとともに、地域産業界との連携を通じて、生産現場のノウハウや最新の技術動向を把握し、実験・実習の授業の充実に役立てています。

右の写真は第６回沖縄海洋ロボットコンペティション競技会（ROV部門）で優勝した海洋ロボットを活用し、漁礁網検査用ロボットを開発した事例（ポリテクカレッジ島根における漁協組合との共同研究事例）

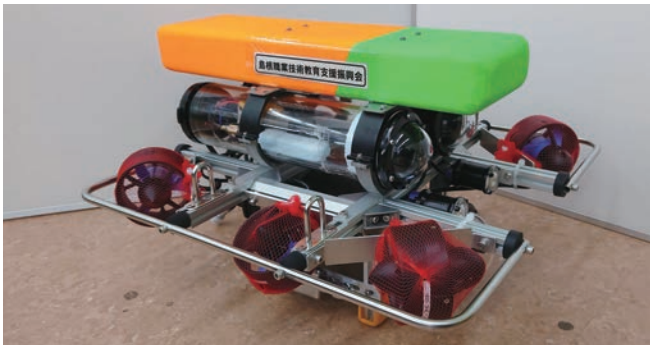

3 ポリテックビジョン

教育訓練や研究の成果物の展示や発表、ものづくり体験コーナー、ロボット製作・競技会などのイベントを通じて、“ものづくり”に関する高度で実践的な教育訓練や研究開発の現状・水準などを、地域の企業や高校等の教育機関の方々に紹介することを目的として毎年開催しています。

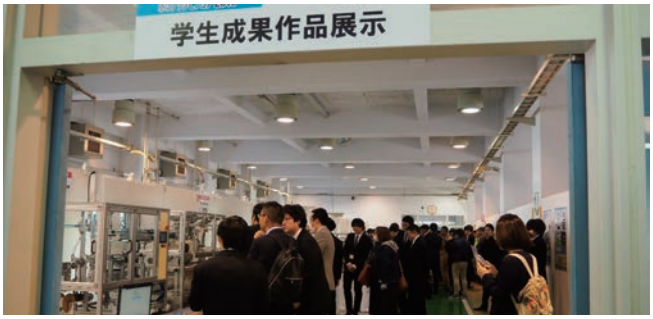

▲ 学生作品展示会

▲ ものづくり体験

▲ 総合制作実習発表会

▲ ロボット競技大会

4 地域社会との連携

ポリテクカレッジが有する「ものづくりのノウハウ」等を活用し、地域と連携したイベントを開催し、地域に根ざした大学校運営を行っています。

▲ 楽しい電子工作教室
「夏休みロボット教室」

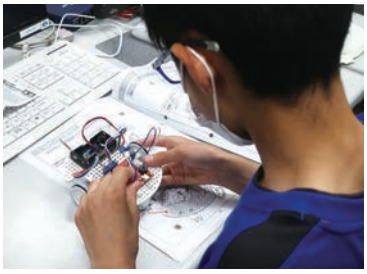

▲ ものづくりセミナー（福山市とポリテクカレッジ福山との連携企画）

■ 従業員の能力開発に関する相談や在職者の職業訓練の実施等 ■

全国の職業能力開発促進センター等に設置している「生産性向上人材育成支援センター」において、①従業員の能力開発に関する相談（「人材育成プラン」のご提案）②在職者訓練（能力開発セミナー）、③生産性向上支援訓練、④職業訓練指導員（テクノインストラクター）の派遣や施設設備等の貸出により、事業主及び事業主団体の皆様が行う生産性向上のための人材育成を支援しています。人材育成に関するご相談は、最寄りの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。

職業能力開発促進センター・職業能力開発大学校等

1 従業員の能力開発に関する相談（「人材育成プラン」のご提案）

事業主及び事業主団体の皆様が抱える従業員の人材育成における課題等を解決するため、従業員の皆様の職業能力の開発及び向上に向けた相談を行っています。

相談を行うに当たり、当機構が有するデータベース「職業能力開発体系」を活用して、事業主及び事業主団体における教育訓練等を実施するための、道しるべとなる「人材育成プラン」をご提案いたします。

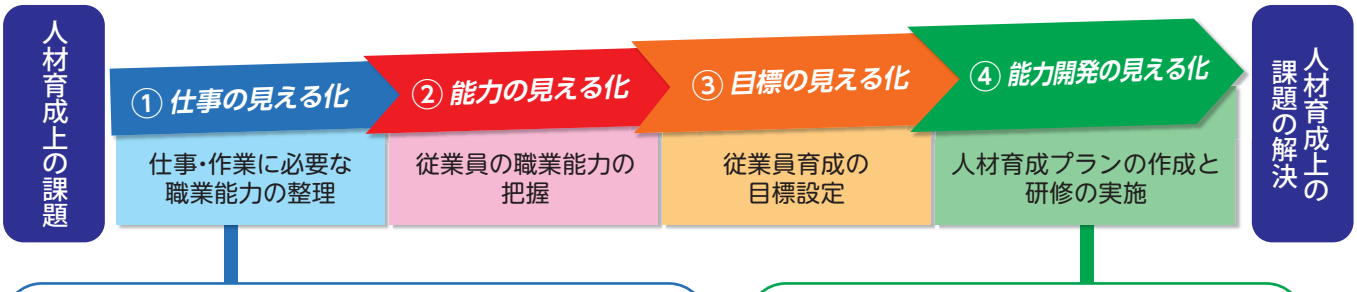

仕事に必要な職業能力は？

全国の事業主団体等と協力して、事業所内の仕事を職務分析し、業務を行う上で求められる職業能力を整理した職務分析モデルデータ（職業能力開発体系）を活用して、従業員の職業能力を把握し、スキルアップに向けた目標を設定します。

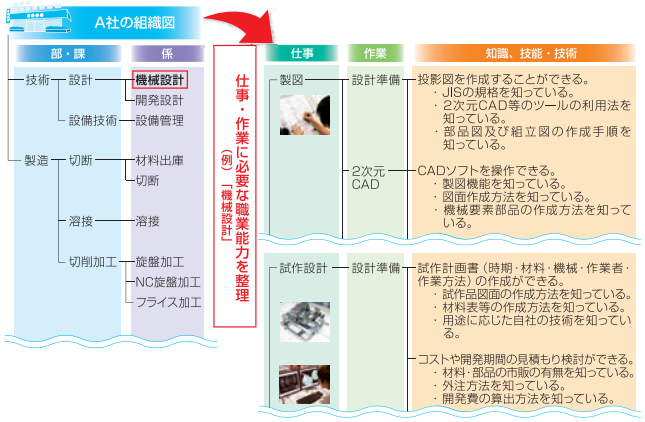

人材育成をどのように進めるか？

当機構が有する訓練カリキュラム（約4,000コース）を活用して、人材育成プランをご提案いたします。

人材育成プランには、従業員育成の計画が記載されており、当機構の在職者訓練等をご活用いただくことで、人材育成上の課題の解決に向けた教育訓練を行うことができます。

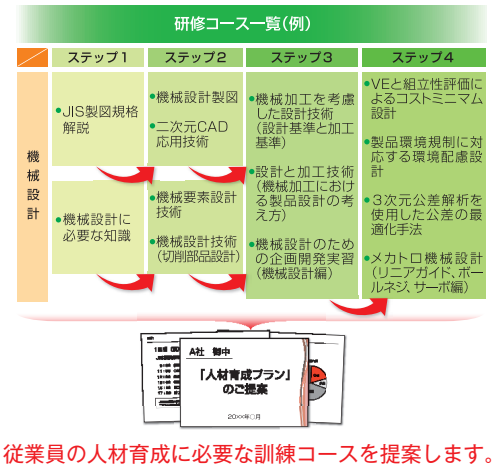

従業員の人材育成に必要な訓練コースを提案します。

2 在職者訓練（能力開発セミナー）

企業で働く方々を対象とし、仕事を遂行する上で必要な専門的知識及び技能・技術の向上を図るための短期間（２～５日間）の職業訓練です。

在職者訓練では、「生産性や技能・技術の向上」や、「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、主に機械系、電気・電子系、居住系の“ものづくり分野”における、設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、設備保全などの実習を中心とした訓練コースを体系的に実施しております。また、ＤＸ(デジタルトランスフォーメーション)につながるデジタル技術に対応した訓練や、ＧＸ(グリーントランスフォーメーション)につながる環境・エネルギー分野に関連する技術に対応した訓練も実施しています。

なお、訓練は土曜、日曜、夜間などにも実施していますが、「公開されている訓練コースでは日程の都合が合わない」、「自社の課題や目的に合った研修を実施したい」等、個別のご要望に応じた訓練コースをご提案することも可能です。

機械系

▲ 設計者 CAE を活用した構造分析

電気・電子系

▲ 小型ロボットアームの制御実習

居住系

▲ 木造軸組工法による建物組立の実習

3 生産性向上支援訓練

生産性向上支援訓練は、生産管理、IoT・クラウド活用、組織マネジメント、マーケティング、データ活用など、あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムにより、70歳までの就業機会の確保に向けた中高年齢層の従業員の育成や、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に資する人材育成など、中小企業等が生産性を向上させるために必要な知識・スキルを習得するための訓練です。

専門的知見を有する民間機関等と連携し、中小企業等が抱える課題やご要望に応じてカリキュラムをカスタマイズするオーダーコースと、少人数からでも受講可能な地域の中小企業等に共通する課題に対応したオープンコースを実施しています。

●訓練分野

生産・業務プロセスの改善
工程管理のポイントや見直し及び改善を行う際の課題とその解決方法など、生産管理や生産現場の業務プロセスの改善に必要となる知識や手法の習得を主な目的としています。

横断的課題
既存の業務の効率化や業務の改善、あるいは70歳以上の就業機会の確保に向けた中高年齢者の役割の変化への対応やノウハウ継承に必要となる知識や手法の習得を主な目的としています。

売上げ増加
マーケティングや広報戦略、新商品の企画・開発やサービスの高付加価値化を実現するために必要となる知識や手法の習得を主な目的としています。

IT 業務改善
生産性を向上させるための手法として IT を利活用する上で必要となるネットワーク、データ活用、情報発信、情報倫理・セキュリティに関する知識・手法の習得を主な目的としています。

4 職業訓練指導員の派遣や施設設備等の貸出

●職業訓練指導員の派遣

事業主の皆様が、従業員に対して研修を実施するに当たり、「どのような内容の研修を実施すればよいかわからない」、「講師を担う人材が不足している」といったお悩みをお持ちの場合、ご希望に応じた研修を実施することができる職業訓練指導員を派遣します。

●施設設備等の貸出

「研修を行いたいが場所がない」、「生産ラインを止められないので機器を使えない」といったお悩みをお持ちの場合、ポリテクセンター及びポリテクカレッジの設備(教室、実習場、機器等）をご利用いただくことが可能です。

■ 職業訓練指導員の養成・技能向上のための訓練の実施等 ■

職業能力開発総合大学校（PTU）

我が国全体の職業訓練の基盤整備と質の維持・向上を図るために、職業訓練指導員（テクノインストラクター）の養成及び技能向上のための訓練、職業能力開発に関する調査研究・開発、並びに高度技能者等の養成等を行っています。

1 職業訓練指導員の養成

我が国の職業訓練を担う職業訓練指導員を将来にわたり安定的に育成・確保するため、ものづくりを支える基幹産業を中心とした分野の高度かつ実践的な技能・技術の習得に加え、職業能力開発に関する指導に必要な能力を習得するための訓練を実施しています。

▲ 訓練風景

2 職業訓練指導員の技能向上のための訓練

全国の公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等に在職している職業訓練指導員を対象に、技術革新に対応するための先端技術・専門性の拡大及び指導力向上のための研修を実施しています。

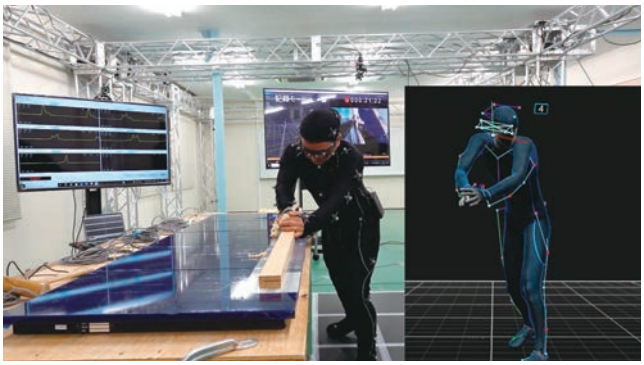

▲ モーションキャプチャーを用いた研修

3 職業能力開発に関する調査研究及び開発

技術革新の進展、産業構造の変化に伴う職業能力開発ニーズの変化に対応するため、訓練コース・カリキュラム、教材・訓練技法・評価方法等の開発等に取り組み、職業能力開発の実践現場を支援しています。

また、その成果は、基盤整備センターのホームページ（https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/）で情報発信するとともに、調査研究報告書等を関係機関等に配布し、広く普及を図っています。

▲ 基盤整備センターホームページ

▲ 調査研究報告書等

4 高度技能者等の養成

高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場のリーダーとして活躍できる人材及び職業訓練指導員の養成を目的とした、少人数での実習・実験重視の教育を行っています。

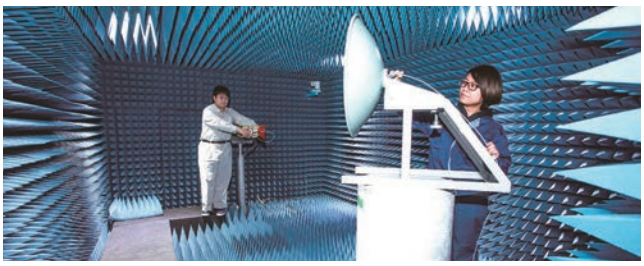

▲ 無線通信機器の特性測定

▲ ラーニングファクトリー実習装置

求職者支援制度による職業訓練の実施に関する支援

求職者支援制度は、特定求職者の方（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があるとハローワーク所長が認める者）に対し、職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、これらの方の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的としています。

この制度において、当機構では次の業務を行っています。

これまで当機構が実施してきた公共職業訓練における経験やノウハウ、また、47都道府県に展開する当機構の公共職業能力開発施設等の組織力や機動力を活かし、民間教育訓練機関に対して、求職者支援制度の周知広報、訓練計画の策定に関する相談援助、職業訓練の審査・認定、訓練実施に関する助言等を行っています。

1 制度の周知広報

民間教育訓練機関に対して、訪問や説明会の開催などによる求職者支援制度の周知広報を行っています。

▲ 制度説明会

2 訓練計画の策定に関する相談援助

民間教育訓練機関に対して、認定基準等の説明、カリキュラム作成に係るアドバイスなど、訓練計画の策定に関する相談援助を行っています。

また、カリキュラム作成ナビをホームページに掲載し、カリキュラム等の円滑な作成を支援しています。

カリキュラム作成ナビ

民間教育訓練機関の方を対象に、カリキュラム等を円滑に作成できるよう作成例や作成のポイントをまとめたものです。

https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html

3 職業訓練の審査・認定

民間教育訓練機関からの職業訓練の認定申請を審査し、都道府県ごとに定められた地域職業訓練実施計画に基づき、認定基準等を満たした職業訓練を認定します。認定した職業訓練に関する情報（訓練実施機関名、訓練コース名、訓練内容等）はホームページで公開するとともに、ハローワークにおいて求職者の方に適切に提供されるようハローワークと連携を図っています。

4 訓練実施に関する助言等

訓練実施機関において、認定した訓練計画に沿って訓練が実施されるよう訓練の実施状況を確認し、必要な助言等を行っています。

▲ 民間教育訓練機関による職業訓練の実施

組　織　図

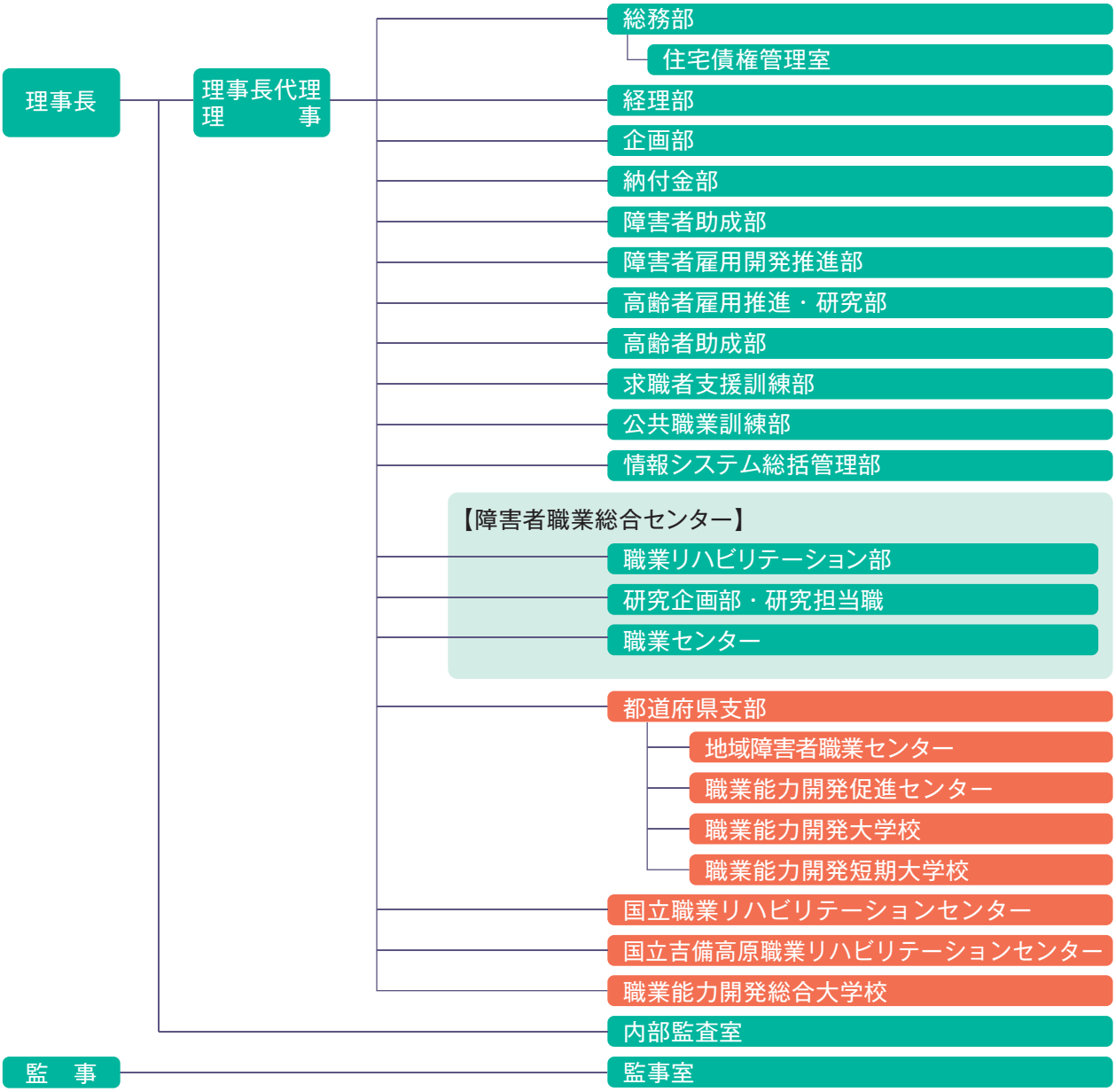

沿　　革

昭和46年5月26日　●社団法人障害者雇用促進協会発足

昭和49年5月30日　●社団法人全国心身障害者雇用促進協会発足
（社団法人障害者雇用促進協会を改組）

昭和52年3月　1日　●身体障害者雇用促進協会設立（社団法人全国心身障害者雇用促進協会解散）

昭和63年4月　1日　●日本障害者雇用促進協会に名称変更

平成15年10月1日　●独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構設立
（日本障害者雇用促進協会（解散）を独立行政法人化。（財）高年齢者雇用開発協会から業務の一部を移管）

平成23年10月1日　●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更
（独立行政法人雇用・能力開発機構（解散）から業務の一部を移管）

施設のご紹介

都道府県支部

高 障 求　47カ所

高齢者雇用に関する相談・援助、高齢者・障害者雇用に関する助成金の支給、障害者雇用納付金の受付、地方アビリンピックの開催などの啓発業務、求職者雇用支援訓練の実施を希望する機関への相談・援助、訓練計画の受理・審査及び訓練実施の助言などのほか、各都道府県内におけるJEED 業務の総合調整や経理などの管理業務を行っています。

地域障害者職業センター

障　52カ所

ハローワーク（公共職業安定所）等の関係機関と連携し、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方に対して、職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援などを行っています。障害者雇用を検討している、あるいは障害者を雇用している企業に対しては、雇用管理に関する相談や支援などを行っています。また、障害のある方の就労を支援する関係機関に対しては、職業リハビリテーションに関する技術的な助言や研修などを行っています。

職業能力開発促進センター、訓練センター

求　63カ所

求職者（離職者）を対象に、早期再就職に必要な技能・技術、関連知識を習得するための職業訓練（離職者訓練）、在職者を主な対象に、仕事に必要な専門知識および技能・技術の向上を図るための職業訓練（在職者訓練）、企業などを対象に、人材育成に関する相談、職業訓練指導員派遣、施設設備の貸出などを行っています。

（愛称：ポリテクセンター）

職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校

求　25カ所

高校卒業者などを対象に、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技能者（テクニシャン・エンジニア）の育成、産業界や地域のニーズに応じて、新製品の開発、生産工程の構築などに対応できる将来の生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材の育成を行っています。　（愛称：ポリテクカレッジ）

国立職業リハビリテーションセンター／国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

障　2カ所

広域障害者職業センターと障害者職業能力開発校の一体的な運営により、全国の求職中の障害者を主な対象として、職業評価・職業指導・職業訓練の一貫した職業リハビリテーションサービスを提供するとともに、他の障害者職業能力開発施設等に対して障害者職業訓練に関する指導技法等の提供を行っています。

職業能力開発総合大学校

1カ所

日本全体の職業訓練の基盤整備と質の維持・向上を図るために、職業訓練指導員（テクノインストラクター）の養成及び技能向上のための訓練、職業能力開発に関する調査・研究、並びに高度技能者等の養成などを行っています。　（愛称：PTU）

※【高】：高齢者に対する支援　【障】：障害者に対する支援　【求】：求職者・学卒者・在職者及び事業主等に対する支援
※各施設の所在地等は当機構ホームページ（https://www.jeed.go.jp/location/index.html）をご覧ください。

本部（高度訓練センター内）

〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番2号

電話・FAX番号（ダイヤルイン）

043-213（共通）

名　称	電　話	FAX
総　務　部	6000	6808
経　理　部	6262	6472
企　画　部	6503	6559
求職者支援訓練部	7005	7198
公共職業訓練部	7279	7378
情報システム総括管理部	6571	6667

本部（障害者職業総合センター内）

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目1番3号

電話・FAX番号（ダイヤルイン）

043-297（共通）

名　称	電　話	FAX
納　付　金　部	9650	9657
障害者助成部	9500	9546
障害者雇用開発推進部	9513	9547
高齢者雇用推進・研究部	9525	9550
高齢者助成部	9535	9552
障害者職業総合センター		
職業リハビリテーション部	9000	9056
研究企画部	9024	9057
職業センター	9043	9060

メールマガジン好評配信中

高年齢者や障害者の雇用支援、労働者の職業能力開発に役立つ情報をメールマガジンにて配信しています。

▶ぜひご登録ください（無料）**https://www.jeed.go.jp/general/merumaga/index.html**

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ **https://www.jeed.go.jp/** JEED 検索